

第3回 茨城県市町村合併推進審議会 議事録

日 時 平成18年8月4日(金)午前10時30分～

場 所 水戸京成ホテル

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 市町村長の意向聴取(面談方式)の結果について

(2) 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置について

3 その他

4 閉 会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回茨城県市町村合併推進審議会を開会させていただきます。

始めに、今回、本審議会の委員お二人に異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

NHK水戸放送局長の平委員、そして、茨城県町村議会議長会長の稲葉委員が職をそれぞれ御退任されましたので、後任の方に本審議会の委員をお願いしております。それでは、私の方から新しい委員の方を御紹介させていただきます。

NHK水戸放送局長の寺崎久哲委員でございます。

委員

寺崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

茨城県町村議会議長会長で城里町議会議長の小林宏委員でございます。

委員

小林でございます。よろしく願いいたします。

事務局

続きまして、会議の方に入らせていただきますが、議事録の作成上、委員の皆様が御発言の際には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから進行につきましては関会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

会長

皆さんおはようございます。

大変暑い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議は、去る5月から7月にかけて事務局が実施しました市町村長との面談によります意向聴取の結果につきまして、事務局から報告を受けまして、その上で市町村の組み合わせなどに関して、委員の皆さんに自由に御意見を述べていただきたいと思います。その後は、市町村の自主的な合併を推進するために必要な措置についても、御意見をいただきたく思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

そういうわけで、前回の2月の審議会におきまして、市町村長の意向聴取結果の審議会での報告につきましては、非公開とすることで御了解をいただいておりますので、今回の会議は非公開で実施することといたしたいと思います。

それでは、座らせてやらせていただきますが、お手元に御案内の次第に基づきまして議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、(1)の市町村の意向聴取の結果につきまして、御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明申し上げます。

事務局

(事務局から市町村長の意向聴取結果を報告)

会長

ありがとうございました。

重大な問題ですから、軽々には申し上げられませんが、早目、早目に易しいうちにやってしまった方が、こういうものはいいのかなと思いました。意向聴取の結果を報告いただいたわけでございます。皆さんも御意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。いかがですか。

委員

今、意見を聞かせてもらいましたが、今住民投票が至るところで行われている。これでは、首長がここに合併したいと言ったって、住民投票がこれだけ蔓延してきちゃったら、美浦村みたいな状態が出てきちゃったら、合併は進まないでしょう。いくら首長が、こういきますよ、このようなのがいいですよと言ったって、だめだよって住民投票になってしまう。今はすぐ住民投票にかかるからね。そうすると、ここで論じていることが、余り意味がなくなってしまう。住民投票、住民投票ということ、ああいうやり方をされたならば意味がなくなってしまう。

あれだけ合併で議員たちがいろいろ努力した部分があるのに、一発でこの議員はだめだと言われて、今は全部首になっちゃったわけだ。城里町を初めとして。これをやられたら、合併ということ、我々がここで決めようが、首長が決めようが、結果として住民投票というところへ行ったならば、進まないのではないかな。ここで論じていることが、意味がなくなってしまうのではないかな。

会長

いかがですか、事務局、御意見は。

事務局

なかなかお答えがしにくい問題ではあるのですが、先般の6月の県議会の第2回定例会の総務企画委員会の中でも、今御指摘のありました住民投票の動きにつきましては、合併特例法で議員の先生方の在任特例が認められているという制度が一方である中で、他方で、地方自治法で直接請求という制度が認められているわけございまして、これは一体、制度としてどちらが優先するんだという御質問もございました。

これは現に今こういうふうになっているわけございまして、制度としてどちらが優先するか、例えば合併特例法があるから住民請求はしてはいけないんだとはなってはいないというのが、実態でございます。これは我々といたしましては、今の仕組みの中では、まさに民意がどういう形であらわれてくるのか見守らざるを得ないというのが、実態ではございます。

今、委員から御指摘のありました住民投票の動きに関しましては、現在起こっておりますのは、議員の先生方の身分に関する住民投票ということございまして、この組み合わせに関しましては、また少し位置づけが違うのかなとは思います。

我々としては、新しい合併特例法の中では、あくまで自主的な合併ということになっておりますので、なかなか県の方で、こういうふうにしてはどうかと決めても、そのまま進まないということは、これはどうしても仕組み上前提とせざるを得ないわけでございます。

いかにしてそういうふうな雰囲気というのでしょうか、必要性を認識してもらって、自主的に取り組みを進めていただくかということ、どういうふうに進めていくかという

形にならざるを得ないと思っております。

それをしていく際にも、今回聞いていただきましたような、各首長の御意見、御意向なども参考にしながら、しかし、やはりここはこういう方向でやっていくべきではないかというような御意見も、この審議会からいただいた上で、これは極めて事務的なというよりは、政治的な問題でもございますので、最終的には我々としては、知事がどういうふうにかえるかということも踏まえて、雰囲気はどうつくっていくかというところを考えていかなければいけないと考えております。

決して、ここで御議論をいただいて、御意見をいただくことが無駄にならないように、我々としては、今後の流れをつくっていく際に、十分参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

委員

議員の身分に関するということではなくて、美浦村の場合には、これは身分に関することではない。その地域と地域が合併することは、美浦村は嫌だよということであった。美浦村の場合は、身分に関する問題ではない。だから、これをやられてきたならばどうしようもないということなのです。

今言った自治法か合併特例法か、合併を望んでいる場合には、合併特例法を重んじて言わなかったならば、進まないのではないか。そっちもあります、こっちもあります、しかし合併特例法で在任特例というのを認めるから合併しろと言ったのだから。だから合併したわけだから。それが、今度はその法律はだめですよと言われたら、合併した議員たちは本当にかわいそうだと思うよ。ここをしっかりしないと進まないのではないのかな。

会長

国がだましたわけではないのでしょうか。

委員

と思いますけれども、その特例が、住民が税金の無駄遣いととらえるのではないか、だからリコールになるのではないかと思いますね。悪い見本はどんどん出してきちゃっているのですから、これからはいろいろ問題があるかなとは思いますが、住民は税金の無駄遣いということが一番問題であると。

委員

もちろんそれはそうです。でも、それは合併特例法で決めて、これでいいですよと言っているわけだから。

委員

そこが、住民はなかなか理解度が足りなかったのかなと思います。

委員

しかし、住民、住民と言うのですが、合併協議会の中には住民代表という形で入っているわけですから。

委員

そうですね。ですから矛盾はすごくあります。

委員

住民代表も入った合併協議会ですから。各団体の長が入っているわけだから、それが住民代表だから。

委員

だから、浸透しなかったんじゃないですか。

委員

浸透しないっていても、それは、首長とすればこれしかやりようがないでしょう。住民代表というのは各種団体長とか、そういうのをひっくるめてやるわけでしょうから。

会長

他にどうですか。

委員

実際に今回の合併については、それぞれのところで本当に苦労しながら、進めてきた。将来を見きわめた場合には、いろいろ問題はあっても、やっぱり合併すべきだという方向を出して、かなりの時間をかけて議論をして、いろいろ難しい問題もあったけれども、幾つかは先送りにしながら話をまとめたわけですね。

地域によっていろいろな状況の違いはあると思いますけれども、阿見町の場合は、一応形としては、合併した場合の市の名前とか合併の時期とか、そういうことをすべて決めて、ただ、美浦村の動きの中でああいう形で、最終的には、結果的には住民投票で御破算になったわけです。

ただ、実際ああいう結果になってみて、総合的に見て、あれを無理してやった場合に、果たして本当にうまくいったのだろうか。ある意味では残念ではあったのだけれども、結果的にはあれでよかったと判断をせざるを得ないと思っているし、阿見町の町民も大体そういう受けとめ方をしています。

ああいう形で十分に理解しないまま、いろいろな形で誤解があったり、いろいろありました。そういう中で、合併して具体的な協議を進めて、一体化とかそういうことがスムーズにいったか、恐らく合併してから随分またいろいろな形での問題が出てきたらと思うのです。そういう意味からすれば、今のところはああいう形になったことを受けとめて、阿見町としては阿見町のまちづくりを進めて、次なる発展を目指すという意識改革にもなったという意味で、1つの特殊な事例でしょうけれども、評価されています。本来は住民投票という形でやって、みんなの意向を確認した上で合併をする、そういう形がとられるのがいいのかなという感じもいたします。

ただ、結果的に合併しても、恐らく一体化するまでにはなかなか大変な道のりがあると思います。そういう中で、基本的には非常に限られた時間の中でやらざるを得なかった。こういう無理というのは、どうしてもあったんだということを感じますね。当然今いろいろな形で起きているものというの、そういうことのひとつのあらわれではないだろうか、そういうことを感じます。

会長

ありがとうございました。

何えは何うほど大変難しい。

委員

今、住民投票という制度が根づいてきて、合併協議会でも何でも、最初から住民投票という話になってしまうのではないかと思うのですよ。そうでないと、決めてもだめだと思うなら住民投票なんです。

会長
委員
委員

今、言われたようなこともあるのですけれども、今の時代に合併がなぜ必要なのか。現実的に、今の時代に合併しなければいけない、あるいは合併すべきだという基本的な考え方といたしますか、国の政策といたしますか、あるいは地方自治体の置かれる立場というものも十分、合併の話が出た場合、あるいはこういう協議会の中では、合併の必要性というものを一般の市民の方々に説明をし、そして、その合併の必要性の内容を十分理解してもらうことが、まず大事だと思うのですね。

そこで、合併の話になった場合に、そういう今言ったようなことを十分理解された上で、住民の皆さん、地域の皆さんと一緒に合併の必要性と、それから、将来に向けての地域づくりのようなものを十分地区の座談会といたしますか、説明会といたしますか、そういう会合の中で地域の皆さんに合併のあり方、あるいは合併の必要性というものをよく説明をしながら、納得してもらう必要が、まずあるのだらうと思っております。

そして、合併の法定協議会に入った場合に問題になるのは、各合併する自治体の議員の処遇だろうと思っております。今、いろいろ住民投票が行われている原因は、3つなら3つの自治体が一緒になりますね。そうすると、委員が税金のむだ遣いだと言われましたけれども、私はそうは考えたくないのです。今まで各自治体のそれなりの議員、18名でも20名でも30名でも、一生懸命努力をして地域をつくってきた方々なんです。そういう中で合併の話が出たときに問題になっているのは、議員の処遇なのです。

こういう席で私も余り申し上げたくないのですが、議員は、ボランティアで議員をやっている人は恐らくないのですね。まず生活給なんです。何もやっていないわけですから。事業をやっている議員もいらっしゃいますよ。その方は、法的には会長さんであり、社長にはならないのですね。その理念、考え方には何があるかということ、議員の立場と事業を1つに考えてはいけませんよという根本的な考え方が、その裏にはあるのですね。したがって、私は、議員の報酬は一部は生活給だと考えても差し支えないと思うのですね。

合併すると、合併特例法で在任特例が認められるのは、大体長くても2年間ぐらいですから。2年間は、今問題になっている議員の処遇ということになると、議員の報酬を一番高い地域の報酬に同じにしようということで問題になっているのですよ。

前段申し上げましたように、議員はそれぞれの地域でそれなりの努力をし、そして、議員としての職責を果たしてきた方々ばかりなのです。ですから、もう少し合併の必要性というのはどういうことかと、そして、今まで議員をやられた方の立場というものもよく考えて、そして、一生懸命今までこっこの地域をやってくれたんだという考え方のもとに、もう少し合併についての考え方というか、認識を広めていただくのが一番基本なのかなと思います。

会長
ありがとうございました。委員
委員

今の話に同感でございます。しかしながら、先ほどお話があったように、現在行われている住民発議、また住民投票ですね、これについては結局、住民は現状維持がいいという

のは決まっているわけですね。しかし、将来的なことを考えたら合併しなければいけないということで、合併にゴーサインを出して、法定協をつくったということなのですね。そういう意味では、もっと住民に対して理解を求めることが必要だったかも知れませんが、住民投票となりますと、現状維持そして経費の削減と言え、そちらの方に丸をつけるのは当たり前のことなのですね。そういう意味では、まさにこれまでの合併のやり方、進め方が少し甘かったのかなということが言えると思うのですね。

そういう意味では、全国的にどういう状況になっているのか、まずそれをお尋ねしたいと思うのですけれども、在任特例の問題と、それから、住民投票で合併できなかったということ、どのくらい全国の例がございますか。

会長

事務局でお願いします。

事務局

(事務局で資料を精査)

委員

では、いいです。

今、行政訴訟が行われていますので、この結果を早く出していくことになると思いますが、やはり法の解釈上からすれば、住民の意思を尊重するという地方自治法が先行することになると思いますが、しかし、合併特例法という性格を考えるならば、当然そちらの方を優先させるべきだろうと思うのですね。

それで、合併をなぜしなければいけないかということ、物すごく啓蒙しなければいけないだろうということで、1つ議論を進めることで、夕張市が再建団体になりました。そういう意味では、まさに今、県内の自治体の抱えている問題も非常に小さな爆弾なのか、大きな爆弾なのか、それともうまくやっているのか、そういうこともございますので、そういう現在の状況とか、さらに、夕張市の問題点がどこにあったのかということ、ちょっとお話をいただいて、できれば議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会長

今のお尋ねに御答弁いただけますか。

事務局

それでは、夕張市の問題に関連してでございますが、夕張市につきましては、新聞報道でなされておりますが、一時借入れの問題で多額の借入れをしております、それが表面に出てこないで、結果的には会計が破綻しているということが表ざたになったということでございます。

ちなみに、夕張市につきましては、16年度の決算で財政力指数が0.22ということで大変低い状況にございまして、また、経常収支比率も100を超えて116.3と、そういう形で、一般的に市町村の行財政運営では考えられない状況にございました。詳細につきましては、今、北海道庁の方で調査をしているところでございます。

これに関連しまして、本県の状況でございますが、本県の財政力指数につきましては申し上げますと、本県で一番低い市町村が天子町でございまして、指数が0.326でございます。あと、0.3台が常陸太田市と城里町で、常陸太田市が0.396、それから、城

里町が0.358という厳しい市町村もございます。

それから、実質収支比率で赤字団体というのは県内にはございません。すべて黒字の決算をしております。

さらに、一時借入れでございますが、本県で一時借入れをしているところはございますが、財政規模に対して10%を超えていますのが、例えば水戸市、北茨城市、それから、取手市、ひたちなか市、大洗町とございますが、ただ借入れは非常に短期でございます。特に税収が入っていない時期、3月から4月にかけての短期の、例えば10日とか、そういうレベルの借入れでございます。本県の中では夕張市のような状況にある市町村はない状況でございます。

会長

ありがとうございました。

委員

もう少しその件でお尋ねしたいのですけれども、北海道内の一時借入金の調査ということで新聞に出ておりましたが、夕張市は、標準財政規模の7倍一時借入金があったのですね。そのほかの9の市町村で、標準財政規模の1.1倍あったということです。そういう状況で、北海道庁はこれに対して見抜けなかったけれども、私たちそこまでの指導も責任もなかったということを言っているわけです。この財政指標調査そのものが、地方自治法上に規定がないわけですね。これまで慣例として財政調査を国と県、県と市町村という形でやってきたわけです。そういう意味では、今、指標をお話になったけれども、財政状況について表面的なことであって、内面的なことまでは進んでいないわけです。市町村の状況を十分に、もちろん自分の悪いところを表に出すということはなかなか難しいかもわかりませんが、合併を進めていって、効率性を求めた方がいいんじゃないかという考え方を、この委員会で作っていくということの方向性を持っていくということが、必要なのかなと私は感じます。

会長

事務局、いかがですか、今の委員のおっしゃられたことに対して。

事務局

まず1つは、一時借入れの問題とか、そういう問題につきまして、表面上の問題ではなく、実質的なそういう市町村の財政をきちっと見るべきだという御意見でございますが、今現在、地方自治法上は都道府県、それから、政令市につきましては、外部監査制度というのが義務づけられておりますが、私どもとしましても、いずれ市町村におきまして、そういう外部監査と申しますか、外からの視点でもって財政状況を把握していくことが必要ではないかと考えてございます。

会長

ありがとうございました。

事務局、どうぞ。

事務局

ちょっとつけ加えさせていただきます。

先ほどの、まず委員の御指摘にありましたように、この委員会の中で効率的な財政運営というものが必要であろうと、それはひとつ合併というようなやり方もその中の1つなの

かもしれません。そういうことをひとつ言っていくべきではないかということに関しましては、1つの方向としては、私もそういう方向はいいのではないかと思います。ただし、そのために合併をするということになってしまうと、これもまたいかがなものかと思いません。流れとしてはひとつそういう流れがもちろんあるのかなとは考えておりました、今後の議論の中で、どういうふうに取り扱っていただけるのかということかと思いません。

それから、夕張市に関しましては、確認をしましたところ、まだ再建団体にはなってございませんで、再建団体に指定をしないといけないような非常に厳しい状況があらわになったというような状況であろうかと認識しております。まだ申請が出ていないようでございます。

先ほど、夕張市がどうしてそういうことになったのかに関しまして、もう少し端的に申し上げますと、特に本県の市町村との関係で、皆さん非常に気になられるのだと思います。やはり北海道の先ほど申し上げました夕張市、財政力指数0.22ということでございます。我が県で一番厳しい状況に置かれている大子町で0.3を超えている状況ということからもわかりますように、正直申し上げますと、本県の市町村の財政力は非常に強うございます。都道府県の中には、大子町をはるかに下回るような財政力の市町村ばかりのところもございます。それからしますと、不交付団体がたくさんあるような本県の状況は、極めて強い状況にあるというのが、まず1つあります。

さらに夕張市は、特に産炭地ということもあるのかと思いますけれども、そういう中で非常に地域の産業が傷んでいたという中で、観光施設などを買い取っていただくところがないので市が買い取らざるを得ないという判断になり、そういうのを買い取ってしまった。あるいはまた、厳しくなっていく中でも、さらに観光振興という声を受けて、箱物をつくってしまったという事情があるように、私は、今までのところ報道などを読んでおりまして見ておるところであります。

市議会、あるいは道議会の御議論がまだなわけでございますので、それを追いついて私どもがどうこう言うつもりはございませんけれども、そういった状況において、だんだん悪くなっていったしまったという状況があったのかなと思います。

委員

実は美浦村の例が先ほど出ました。美浦村は自主財源で財政運営をやっているということで、住民が合併に反対をしたという経緯だと思うのです。これは行政側のPRという部分もあったと思いますが、現状ではなくて、将来的なことを考えなければいけないので、選択肢の中として、将来的な財政状況等についてもある程度PRをしていくというか、先ほど話し合った合併の目的の大きな1つの要因としての、目に見える形としての指標としては、さらに詰めていく必要があるのではないかとということで、問題提起をしました。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

この次、説明をいただいてから、また最後に一緒に御質問いただければありがたいと思います。

私もよくわからないのでありますが、合併特例法というものがあって、それを基本にして動いているうちに、住民投票が出てきて大変難しいことになった。しかし、今の話で、

財政状況のいいところはおれ嫌だよと言って、将来の大計を考えないで今だけでいくということがいいのか悪いかということも、いろいろ問題だろうと思います。

いろいろ御議論，御意見ございましょうが，この後にしていただきまして，(2)の自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置についてということをも，県で御説明を申し上げて，その上，御審議をいただければありがたい。お願いいたします。

事務局

それでは，御説明申し上げます。

資料といたしまして，自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置（案）ということで，綴じ込みがございます。その中に4つの資料をつけさせていただいております。

まず，1ページをお開き願いたいと思います。

2段目以降に基本的な考え方を示してございます。市町村合併の推進につきましては，あくまでも市町村の自主的な取り組みが基本でありますので，県の役割としましては，市町村における合併機運の醸成，市町村への助言・調整，新しいまちづくりへの支援などが期待されておりますので，引き続き国と連携しながら，市町村合併の取り組みに対し，支援措置を展開してまいりたいと考えてございます。

中ほどの(1)から，次のページの(6)までが，支援措置の内容でございます。

まず，(1)の推進体制の整備でございますが，新法下においても知事を本部長とする茨城県市町村合併推進本部を活用して，合併機運の醸成や合併についての助言・支援，さらには，合併市町村基本計画に位置づけられました県事業の進行管理など，全庁を挙げて取り組んでいくこととしております。

また，昨年8月に策定されました国の新市町村合併支援プランを踏まえ，県におきましても，新合併特例法下における市町村合併を推進するため，新茨城県市町村合併支援プラン（仮称）を策定して，国と連携し総合的な支援を展開していきたいと思っております。

次の(2)でございますが，普及・啓蒙活動でございます。

合併機運の醸成を図るため，新法下においても啓発パンフレットや県のホームページなど広報媒体を活用して，県民への広報・啓発活動を展開し，積極的な情報提供を行ってまいります。

また，市町村合併に関する相談窓口として，現在，県内4カ所の総合事務所内に市町村合併相談コーナーを設けておりますので，こういうものを今後とも活用していきたいと考えてございます。

次に，2ページをお開き願いたいと思います。

(3)の的確な情報提供や助言等でございます。

これにつきましても，市町村に対しましていろいろな情報について，情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

また，合併協議会が立ち上がったからの支援でございますが，協議会の運営や新市町村基本計画の策定につきましても，助言などを行ってまいります。

(4)の人的支援でございます。

これまで旧法下におきましても行ってまいりましたが，関係市町村からの要請に応じて，県職員の法定協議会の委員，あるいは協議会事務局職員として派遣をしてまいりたいと考えております。

また、合併後におきましても、関係市町村からの要請に応じて、専門的知識を有する県職員の派遣など引き続き行ってまいります。

(5)の財政的支援でございますが、旧法下におきまして、合併特例交付金などの財政支援措置を行ってまいりましたが、新法下におきましても、合併に伴い緊急かつ一時的に必要な財政需要等に対し、新たな財政支援措置を検討する必要があるのではないかと考えてございます。この点に関しましては、後ほど国の財政支援の状況や他県の状況を御説明し、どのような方向でいくべきか、御意見を賜ればと考えてございます。

(6)の権限移譲の推進でございます。

合併によりまして、行政能力を高め、自主・自律的なまちづくりに取り組んでいけるよう、市町村の要望を伺いながら、市町村に移行できる事務については可能な限り権限移譲をしてまいります。これまで合併を推進という観点から、まちづくり特例市の指定要件を、合併市町村の場合は、人口要件を10万人以上から5万人以上に緩和してきたところでございますが、今年度制度の見直しを行うことになっておりますので、この見直しに当たりましても、合併が推進されるような制度の検討を進める必要があると考えてございます。

続きまして、3ページをご覧になっていただきたいと思います。

現行の茨城県市町村合併支援プランの概要でございます。

1の基本的な合併支援策は、すべての市町村を対象に実施しているものでございます。次の2番目は、旧法下で合併した市町村を対象に実施している支援策でございます。

その内容につきましては、(1)から(5)まででございます。市町村への助言・調整、人的支援、権限移譲、財政的支援、さらには関係部局が重点的に実施する事業の概要を載せてございます。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

国と県の新法下、旧法下での財政支援措置についての比較表でございます。左側が旧法下における財政支援、右側が新法下での支援策でございます。上から国の財政支援ということで、 から までが国の支援策、一番下の方の2つが県の財政支援でございます。

まず、国の財政支援措置でございますが、 から までは交付税、 と につきましては地方債、 は補助金でございます。 の普通交付税の算定の特例につきましては、特例期間が短縮されており、新法下では9カ年度、さらに段階的に5カ年度まで短縮されることになってございます。

の新たなまちづくり等の財政措置につきましては、新法下では公債費負担の格差に係る利子または地方債の繰り上げ償還に伴う補償金に対してのみ、特別交付税措置が認められておるところでございます。

の合併特例債は、建設計画に基づいて実施される事業の経費に対する元利償還金の70%を、普通交付税で措置する地方債でございますが、新法下におきましては廃止され、充当率や交付税措置が特例債よりも低率の合併推進債が適用されることになってございます。

の合併市町村補助金につきましては、人口規模により算出された補助額を限度に補助するものでしたが、新法下では廃止されてございます。

このように、国におきましては、新法下での合併に対しまして、旧法下での合併に対する支援と差を設けている状況にございます。

次に、県の財政支援でございますが、の合併特例交付金につきましては、旧法下での合併市町村を対象に、合併に伴い発生する電算システムの統一などの経費に対しまして、1つの合併関係市町村につき2.5億円を限度に交付しているものでございます。

また、の新市町村づくり支援事業でございますが、同じく旧法下での合併市町村を対象に合併後の市町村の均衡ある発展を推進するため、建設計画の期間内に10億円を限度に県事業等を実施するものでございます。

右側の欄でございますように、新法下での県の財政支援措置につきましては、現在未定でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

他県の財政支援措置の状況でございます。

本県の特例交付金と同様の制度が他県でも実施されておりまして、左側の表が旧法下、右側の表が新法下の措置状況でございます。

交付補助額の欄をご覧くださいますと、いずれの県も合併関係市町村の数に応じて増額する形になってございます。しかしながら、新法下におきましては、上からまいりますと、山形県、栃木県、山梨県、愛知県、鳥取県、宮崎県につきましては、算定の基礎となる金額が引き下げられているという状況がございます。例えば、上から3つ目の隣の栃木県におきましては、旧法下では5億円に加え、合併関係市町村が3つ以上になりますと、1市町村増えるごとに1億円ずつ増額されることになっておりますが、新法下では5億円の部分が2億円に減額されてございます。

他県で額が引き下げられている主な理由でございますが、実際に合併をした市町村のデータから、電算システムの統合やサインの掛け替えなど必要となる経費が明らかになってきたこと、さらには、旧法下での期限内の合併に向けて、いろいろと苦労してきた市町村との信頼関係から、新法下で差別化を図る必要があるというのが主な理由でございます。以上のように、財政支援措置につきましては、国また他県におきましても見直しを行っているという状況でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会長

ありがとうございました。(2)につきまして御説明申し上げたわけでございます。

御意見、御質問ございましたら、お願いをいたしたいと思っております。

委員

4ページの比較のところ、国の財政支援の一番最後に合併市町村補助金というのがございますが、これが廃止をされたということなのですね。これは6,000万円から3億円が上限ということになっているのですけれども、やはり合併を進めていくという旧法下における措置が、新法下においてなくなるということについて、この合併について、国の施策として総務大臣から、この合併推進審議会を各県に設置をして進めなさいということと通知されているわけですから、本来この制度は残していくべきだろうと思うのです。これはどういうことで廃止をされたのですか。

会長

事務局、どうぞ、お願いたします。

事務局

我々の方で聞いております状況といたしましては、これは補助金ですから、当然各省が財務省に対して予算要求をするということになります。それで、これは旧法下での合併の際にはあったわけですが、まず旧法下の合併の際に、最後1年間給付を延長したわけですが、その延長した経過措置の団体について、合併の補助金を引き続き延ばすのかどうかということが大議論になって、財務省の方はそんなものは要らない、総務省の方は、やはり呼び水として将来的な経費の節減にもなるわけだから、ぜひとも必要だということで大議論になった。それは最終的には、出し方をもう少し延ばして長めに出すということで、1年当たりの額は減らすけれども、出すということで何とかぎりぎり決着した。これは自民党の先生方を巻き込んで相当な大議論になったわけですが、何とかそこまでだったと聞いております。

しかし、新法の方は、合併に関しては呼び水となるような、合併特例債を初めとする十二分な財政措置というのはいらない。新法下では、合併の支障を除去するだけに限ってその財政措置はするとの理念に、法律が変わってしまったものでございますので、ここにつきましては、当然予算要求はして、新しい新法下でも呼び水としての補助金は必要だということと言ったのですが、そこまでは、予算が厳しい状況もあったんだと思いますが、つかなかった。何とか滑り込んだ経過措置の団体までは見るというのが精一杯だったと聞いてございます。

委員

私は、やはり合併補助金を残すべきだということ強く感じます。それは、これまで合併したくてもできなかったというところに対して、共通のシステムをつくっていくという基本的な行政作業があるわけですから。そういう意味では、そういうものに使うという、ナショナル・プロジェクトの合併という事業に対して、財務省は地方に顔を向けるべきだろうと思います。そういう意味では、それぞれの6団体で再度これについては残していく、少し減額してでも残していくという方向をとるべきだろうと思っております。

それから、下の県の財政支援の問題でございますけれども、各県が新法上で減額をしている状況でございます。これは当然旧法下でやれなかったわけですから、ある程度のペナルティーは必要だと思います。しかし、いろいろな統一的な表示でありますとか、文書関係でありますとか、そういうものもつくっていかねばいけませんので、当然これについては金額を決めていくということになると思います。今、合併交付金は2億5,000万円ということでございましたけれども、これについては、1つの自治体については2億円なら2億円ということにしていく。しかし、合併をした経験のある、一度いただいたところといただいていないところが合併をするということに対しては、すべてそれが両方適用するということではなくて、新しく合併するところについては2億円なら2億円、しかし、合併した経験があるところについては、ある程度の投資ができていますし、共通サービスの部分もある程度進めていますので、半額なら半額ということを決めていけばいいのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。

私は難しいことはわかりませんが、子供を勉強させるために、最初100円やって何かさせて、もう1つやれば200円だぞというのは普通なのですが、100円やっておいて、

次に30円だよという子供もついてこないと同じように、合併で新旧合併特例法というのがあるならば、この次、もう1つ合併してやろうかと、合併した方がいいと、国が、あるいは県が考えるのだったら、私は2つ目の合併、新というものは、もう少し額を多くして、この間やらなかったけれども、損したと思ったら、損ではなかったというぐらいにして喜ばせてやるのが政であって、お前はこの間やらなかったからだめだというのでは、それはちょっと下手なやり方かなと、素人がそう思ったのであります。この県のものも、5億円が2億円などにしたら、だれも喜ばないですからね、5億円を10億円にするのですよ。そうすれば、この間やらなかった人もやるようになるかもわからないし、というふうに感じましたが、その他、御意見でございましたら、どうぞ。

委員

この自主的な市町村の合併を進めるために必要な措置という案の中には、入っていない議員の身分ということでございますけれども、最終的には、やはりこの議員の身分のことを考えなければ、議会の合併というのは皆無でございます。12団体の議長とお話する機会が何度かございましたけれども、合併するわ、議員は首だと、表現の仕方は悪いですが、そういう言葉でお話するならば合併はしないよと言っておりました。やはり、議員の同意がなかったら、絶対に市町村の合併というのは、幾らどういうタイトルを掲げて改善しようが、合併を推進しようが、地域住民から幾ら住民投票で合併しろよといって議会被解散されて当選してきたとしても、最終的には首長や議会の同意がなければ合併はできないということを、私は申し上げたいと思います。

この点のことを、ただ税金のむだ遣いだ、あるいは議員定数が多過ぎるということで、言ってほしくない。

会長

そうそう、急にそんなこと言われたって困っちゃう。

委員

というのは、合併特例債を、ここにも書いてあるとおり、有利な条件で貸しますよ。そのかわり2年間でもって、合併特例の議員の身分は最長2年間ですから、この中で各市町村の格差を是正するための地域の代表として頑張ってくださいよという意味の、私たちは特別な措置だと解釈をして努力をしてまいりました。

会長

これは事務局でよく明記しておいてくださいね。

委員

合併協議会の中には地域代表、あるいは住民サイドも出ているわけでございますから。私は先ほどからそのことを一言話そうと思っておりました。

会長

大もとに合併特例法というのがあって、その先に何かがあるんだとすれば、基本的には何を考えるかというのは当然あると思うので。

ありがとうございました。委員、どうぞ。

委員

今の、具体的には国と県との支援の部分で、特に合併が県下においてもかなりの数が推進できた、全国的にもかなり推進できたという理由の多くは、このままでいくと自治体運

嘗はとても厳しくなると、それぞれの自治体がとても深刻に考えた。ただ深刻に考えただけでは合併はここまで進まなかったような気がします。そのときに、やはり国並びに県が強力な支援策、特にその中でも財政的な支援策、この部分が時限を切ってやったところに成果が上がったと私は感じております。もし期限を切らなかったならば、何もう1年先でいいや、あるいは3年後でもいいや、もっと言うならば、自分の任期中はやめたくないですから、長でも議員でも何でも、そうすると先送り、先送りで、またこの合併の進み方は10年も20年もかかったのだらうという理解を持っております。

そうすると、今まで死に物狂いで合併に向けて、これを実現した自治体と、これから新法において支援策、これは私はやるなと言っておりません。大変大事なことなのですけれども、お言葉を返すようで、大変会長には申しわけないのですが、やっぱり今まで時限内にきっちりと進めてきた自治体にはそれなりの特典があって、つまり財政的な支援があって進めてきたのですから、これから進めるところは何らかの格差があって、私はしかるべきではないか。この格差というのは、必要性のある格差であると私は理解しております。

ですから、国がパーセンテージの部分ですね、この部分については微妙なものがあるのだらうと思いますけれども、今度、国が国に準じてどういう形をとるかわかりませんが、私は県に対しては一定の差というのでしょうか、これが必要ではないのかなと思います。これは会長や他の委員と若干意見を異にして大変申しわけない、意見としてここは聞いておいてもらいたいなと思います。

会長

いやいや、私は何も知らずに言っているわけですから。

委員

県の皆さんには、その部分はお願いしたいと思います。

それと、新法下において7つの自治体の首長が期限内に進める意向を示した。これはこんなにあつたのかなということ、私はむしろ感心をしているのです。けれども、意見の内容を見ますと、これは自分が進めたい、ある種は進めたいと思うのですけれども、相手の方は違う方に向いている。そういうのがすごく多いのです。そうすると現状としてはとても難しいと、私はこれを見て理解をしました。

ただそのときに、国の進めている方針に基づいて県も何らかの絵をかかなければいけないのだらうと思います。そういうときに、この組み合わせを、そういう意向を聞いた中でどういう調整をして合併の枠というものを決めようとしているのか、ここは少し県においてお聞きをしておきたいなと思います。以上です。

会長

事務局、ありますか。

事務局

2つございますけれども、前段の財政措置の方につきましては、実は旧法下での合併を進める上で、新法下になりますと、財政措置というのは極めてそういう意味では薄くなるんだという前提でお話を既に申し上げてきて、それだからこそ旧法下で頑張ってくれと言ってきたものですから、ここでふたをあけたらと、そういうこともございます。これは全国的な状況はどこも同じでございます、新法になったらなくなるぞということで、だからここでということもございます。そういう状況もあるかなと思います。

それから、組み合わせに関しましては、まさにこれからどういうふうにしていくのか、ここで先生方の御意見、いろいろ聞かせていただいて、我々も考えていきたいと思っております。少なくとも国の方からこうしてはどうかと求められておりますのは、非常に小規模な市町村については、人口規模1万人が1つの目安になるということでございますけれども、そのままというわけでなくて、何か絵をかいてみてはどうなのか。あるいは政令市を目指すという意向があるところは絵をかいてみてはどうなのか。あるいは旧法での合併で飛び地になってしまっているところがございまして、そういったところは飛び地のままに残さないように、住民生活にどう考えても不便ですから、そういったところは直すように考えてみてはどうなのか。こういったところがアドバイスをされているわけでありまして。

我々としましては、そういうことを踏まえて、どのあたり、どういうふうに絵をかいていくのか、ただ、意向がないところに、強制合併ではありませんので、今回の意見を聞かせていただいたというところであります。

新法下は21年度までございますので、まだ時間はございますが、我々としては、今後、意見聴取をした首長方、さらに意向などを諮りながら、意向がないところを1から、ゼロからというわけになかなかいかないということもあると思っておりますので、ちょっと組み合わせに関しましては、そういった3つの視点を考慮しながら、これから検討を十分していきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

時間も参りましたが、最後にまとめるにひとつ。

委員

県は幾つの市町村にしたいんだということを明確にすべきだ。84から44へとなった、今度は44から幾つにするんだと、そして理想的なのは、例えば20なら20にしたいのか、25にしたいのかということ、県が1つの案を出さないとまずいと思うよ。

そうでないと、例えば桜川市は、4万8,000人で合併した。それが20年後には4万人を切るという数字がある。こういう合併ではだめなわけだよ。だから、これではまずい、まずいと言っても、しかしこれはわれわれが言ってもだめなわけだ。これもさっきの話になってしまう。さっき言ったとおり、首長と地方の議員に権限があるんだから、どうしようもないんだ、この権限というのは。我々ここで幾ら論じてもだめなんだ。だから、県ができることは、44になったこの市町村、これは将来は20なら20、そしてここが理想だよと、こういう絵をつくるべきだと思うよ。そうでないと、一人一人聞いていてもらちが明かないから。何せ権限は市町村にあるのだから、幾らここで論じようが、何しようが、権限はその地域の首長と議員にあるのだから。

会長

という意見を最後にいたしまして、皆さんからいただいた御意見は十二分に咀嚼いたしまして事務局でまとめていただくということにしまして、以上で終了したいと思っておりますが、その他のことについて、事務局でございましたら。

事務局

事務局から御連絡を申し上げます。

次回、第4回の審議会でございますけれども、本日の審議会での御意見を参考にいたし

ながら，先ほど委員の方からお話がありましたように，将来の市町村のあるべき姿，あるいは合併が必要な市町村の具体的組み合わせなどにつきまして御提示をいたし，いろいろ御意見をいただきたいと考えております。

日程につきましては，決まり次第御連絡をいたしますので，よろしく願いをいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

大変熱心な御討議をちょうだいいたしまして，私たちも全く関心がないことだったのでありますが，何えは何うほど大変なことございまして，どうぞこれからもよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます，閉会したいと思います。

ありがとうございました。